

平成24年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成24年3月30日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成24年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午後1時18分）	3
竹内脩管理者開会のあいさつ	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	5
会期の決定	6
議案第1号 平成23年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	6
川村一総務部長の提案理由の説明	6
議案第1号採決	8
議案第2号 平成24年度枚方寝屋川消防組合予算	8
川村一総務部長の提案理由の説明	8
関連質問	12
石村淳子議員の関連質問	12
再任用制度と新消防本部庁舎について	
川村一総務部長の答弁	12
石村淳子議員の再質問	13
正規職員数について	
川村一総務部長の答弁	14
石村淳子議員の再々質問	14
消防職員の増員について（要望）	
議案第2号採決	14
議案第3号 枚方寝屋川消防組合行政財産使用料条例の制定について	14
川村一総務部長の提案理由の説明	14
議案第3号採決	16
議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について	16
川村一総務部長の提案理由の説明	16
議案第4号採決	17
議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	17
古川逸郎警防部長の提案理由の説明	18
議案第5号採決	19
一般質問	19

千葉清司議員の一般質問	19
新消防本部庁舎について	
川村一総務部長の答弁	21
千葉清司議員の再質問	23
新消防本部庁舎について	
岡本治康消防長の答弁	25
千葉清司議員の再々質問	27
消防署と新消防本部庁舎の合築について（要望）	
竹内脩管理者閉会のあいさつ	29
榎本正勝議長閉会のあいさつ	30
閉会（午後 2 時 59 分）	30

平成24年3月30日（金）

平成24年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成24年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成24年3月30日（金）

出席議員（16名）

1番	池添	義春	7番	清水	薫	13番	村上	順一
2番	石村	淳子	8番	杉本	健太	14番	八尾	善之
3番	上野	尚子	9番	千葉	清司	15番	山口	勤
4番	榎本	正勝	10番	中林	和江	16番	山崎	菊雄
5番	大橋	智洋	11番	柘田	義則			
6番	北川	光昭	12番	宮本	正一			

地方自治法第121条による出席者

管理者	竹内	脩	枚方消防署長	荒木	秀隆
副管理者	馬場	好弘	枚方東消防署長	御明	雅之
副管理者	奥野	章	寝屋川消防署長	山本	秀行
会計管理者	寺農	斉	総務部担当参事	藤中	明広
消防長	岡本	治康	警防部担当参事	分林	新吾
消防次長	北之原	信雄	警防部担当参事	山代	次夫
総務部長	川村	一	枚方市市民安全部長	佐藤	伸彦
警防部長	古川	逸郎	寝屋川市人・ふれあい部長	程岡	俊和

議 事 日 程（平成24年3月30日 午後1時18分開会）

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 平成23年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第2号 平成24年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合行政財産使用料条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

○議長（榎本正勝君）こんにちは。ただいまから、平成24年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開催させていただきます。

最初に管理者のごあいさつをお受けいたします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君）開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成24年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には両市議会終了後の大変お疲れのところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

まず冒頭、先日新聞で報道された廃棄物の不法投棄に関する不祥事に対しまして、当該マンションの所有者をはじめ、議員の皆様、市民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことに深くおわびを申し上げます。本消防組合では、このたびの事案を重く受けとめ、関係職員を厳しく処分するとともに、再発防止と信頼回復に向け、職員へのコンプライアンスの徹底に全力を注いでまいりたいと考えております。

さて、昨年、東日本大震災、それに伴って発生した福島第一原発事故をはじめ、紀伊半島を中心とした台風12号、15号による記録的な豪雨などの大規模災害が日本列島を襲い、今なお各方面に大きな影響を及ぼし続けております。また、本消防組合では、3月に入り、枚方、寝屋川両市において火災が相次いで発生し、お年寄りなど3人の尊い命が失われました。お亡くなりになりました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、引き続き気を引き締め、警戒・予防活動に取り組んでまいります。

こうした災害は後を絶たず、また、今後、東南海・南海地震など大規模災害の発生が高い確率で予測される中、市民生活の安全と安心の確保は何よりも優先して取り組まなければならない課題であります。第3次将来構想計画に基づき、消防防災対策を中心にさまざまな事業に取り組んでいるところであり、本定例会の開催に当たり、本消防組合の平成24年度の主な施策等についてご説明をさせていただきます。

まず、消防防災活動の拠点となる新消防本部庁舎につきましては、枚方市新町1丁目での建設に向け、地元の皆様や関係機関の皆様への説明、調整を行いながら実施設計に取り組むとともに、建設場所を基点とした電波伝搬調査を実施いたします。

また、消防の広域化によるスケールメリットを生かしていくため、先日、本消防組合、交野市消防本部及び四條畷市消防本部との間で消防指令業務の共同運用に係る検討委員会を設置したところであり、今後は本年7月ごろまでに共同運用の可否について結論を出していく予定となっております。そのため、消防救急デジタル無線整備と

消防情報システム更新に係る実施設計については、共同運用の検討結果を踏まえながら、平成24年度補正予算で対応してまいりたいと考えております。

次に、震災対策への取り組みといたしまして、今年度の国の第3次補正予算で後方支援車が無償貸与されることになり、平成24年度中に配備できる予定であります。同車につきましては、緊急消防援助隊としての活用だけではなく、枚方、寝屋川両市で発生する工場火災や大規模災害等にも活用してまいります。

また、東日本大震災での災害活動を教訓として衛星携帯電話を導入し、他府県への派遣時だけではなく、消防組合管内で大規模災害が発生した場合や山間部等の電波不感地帯での災害活動に有効活用いたします。加えて、国や大阪府等の震災対策の見直しや構成両市の地域防災計画の体制に合わせ、本消防組合の地震災害消防計画及び震災対策マニュアル等の検証、見直し作業を行います。

また、災害時だけでなく日ごろから市民生活を守る救急体制づくりの一環として、年々急増する救急需要に対応していくため、4月1日から寝屋川消防署秦出張所を救急ステーションとして高規格救急車を配備し、消防業務から救急業務に重点を置き、消防行政サービスの向上を図ります。

一方、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律のいわゆる保安3法に基づく許認可事務の本消防組合への移譲については、構成市の3月議会でそれぞれ協議が行われた後、3月6日付けの大阪府知事の許可により、本消防組合格約の変更が完了いたしました。

この保安3法事務につきましては、現在、各消防署予防課で行っている危険物許認可事務とあわせて、4月から消防本部で一括処理してまいります。それに伴い、これらの事務を一括して処理する保安対策課を新設するとともに、警防部の肥大化を解消し、警防分野と予防分野を区分し効率的に運営しながら、違反処理体制の充実や住宅用火災警報器の普及促進など予防体制の一層の強化を図るため予防部を新設いたします。

職員の大量退職に伴い世代交代が急激に進む中、若手職員に多種多様な業務を経験させることにより、柔軟で実効性のある人材育成が必要です。各消防署警備課の交代制勤務部門の係制度を廃止し、担当性を導入していくことにより、職員一人一人に消防、救急、救助といった幅広い技術力を身につけさせ、さまざまな災害現場での消防力の向上を図ってまいります。

また、第3次将来構想計画で掲げるさまざまな課題を達成し、限られた職員数で最大の効果を上げていくため、これまでの人事計画を検証した上で新たな人材育成計画を策定したところであり、今後は継続的、長期的な視点で人事制度改革と職員の能力開発に取り組み、より効率的、効果的な消防行政運営に努めてまいります。

以上のとおり、本消防組合では来年度にさまざまな施策や事業を予定しておりますが、1月に消防組合議会に設置された全員協議会等を積極的に活用し、議員や市民の皆様への説明責任を果たしながら実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

理事者と消防職員が一丸となって、市民の皆様の信頼回復に取り組みながら、安心安全なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様には引き続きご指導、ご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本日は、予算や条例改正の議案など5件の議案を提案させていただきますので、何とぞよろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎本正勝君）次に、本日の議員の出席状況を報告します。

○事務局長（小野多弘君）ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況から報告いたします。本日の会議、出席議員は16名で、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成23年11月分から平成24年2月分を消防本部において監査委員の検査を受けた結果をお手元に配付しております。ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（榎本正勝君）ただいま報告いたしましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第70条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名いたします。5番、大橋議員、8番、杉本議員、以上のとおりであります。よろしくお願いをいたします。

次に、事務局職員より議事日程の報告をさせます。

○事務局長（小野多弘君）議事日程

日程第1

会期の決定について

- 日程第2 議案第1号 平成23年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第2号 平成24年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合行政財産使用料条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 一般質問

以上です。

○議長（榎本正勝君）ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

最初に、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今議会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）ご異議なしと認めます。会期は本日1日間といたします。

次に、日程第2 議案第1号 平成23年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）ただいま上程いただきました議案第1号 平成23年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人事院勧告及び職員数の変動に伴います職員給与等の減額と退職者数の増加によります退職手当の増額、さらに、工事請負費や長期債利子等の確定に伴う減額などを合わせ、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが議案書1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ222万2,000円を追加し、補正後の総額を75億342万8,000円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、議案書3ページの第2表によりご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業での起債の限度額を補正前の1億7,210万円から480万円増額

し、1億7,690万円に変更するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 負担金で、7,711万6,000円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、枚方市4,594万2,000円、寝屋川市3,117万4,000円の減額でございます。

続きまして、第3款 国庫支出金では、第1項 国庫補助金、第1目 消防施設整備費国庫補助金で、国庫補助要望をしておりました消防車両2台のうち、消防ポンプ自動車1台が不採択になったことによる672万5,000円の減額でございます。

続きまして、第2項 国庫負担金、第1目 常備消防費国庫負担金でございますが、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災に伴い、当消防組合が派遣いたしました緊急消防援助隊の活動費に係る負担金による706万3,000円の増額でございます。

次に、第4款 府支出金、第1項 府支出金、第1目 常備消防費府負担金で9,000円の増額でございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しております本消防組合職員の人件費相当額の精算による増額でございます。

次に、第8款 組合債、第1項 組合債、第1目 消防防災施設整備事業債で480万円の増額でございます。これは、消防自動車購入に係る国庫補助不採択に伴う起債の増額でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

第9款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金でございますが、これは平成22年度歳計剰余金7,419万1,000円を予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが議案書10ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費では2,062万6,000円の増額でございます。これは、人事院勧告及び職員数の変動などにより、給料では3,118万3,000円の減額、職員手当等では勸奨退職者など5名分の退職手当の増額を合わせ、5,992万4,000円の増額、13ページに移りまして、共済費では831万2,000円の減額でございます。また、負担金補助及び交付金19万7,000円の増額は、構成市の枚方市から消防組合へ派遣されております職員2名分の人件費相当額の精算によるものでございます。

第2目 消防施設費の1,372万7,000円の減額につきましては、庁舎の工事請負費で9

74万9,000円の減額、14ページに移りまして、消防車両の購入費で397万8,000円の減額、いずれも契約確定によるものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子でございますが、これは、新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算により、467万7,000円の減額でございます。

18ページ以降に補正予算給与費明細書、26ページに地方債に関する調書、28ページに参考資料を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（榎本正勝君）これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3 議案第2号 平成24年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）ただいま上程いただきました議案第2号 平成24年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、別冊の予算書に基づき、提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、構成両市の財政状況が厳しさを増す中で、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営を図るという観点から編成させていただいたものであり、本消防組合が目指すまちの姿、安全で安心して暮らせるまちを実現していくため、第3次将来構想計画に基づく各施策の諸経費を計上させていただ

ております。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ74億4,930万7,000円と定めるものでございます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為をごらんください。これは、新消防本部庁舎実施設計委託等として7,400万円、AED・財務会計端末機器賃貸借として1,599万6,000円を計上いたしております。

次に、第3表 地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして、限度額3億8,870万円を計上いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

恐れ入ります、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、総括といたしまして、予算総額は、歳入歳出ともに74億4,930万7,000円でございます。前年度と比較いたしますと4,501万9,000円の減額、率にして0.6%の減になっております。これは、新消防本部庁舎実施設計委託やはしご車等の車両購入費等の投資的経費で増額となりましたが、人件費、公債費等で減額となったことが主な要因となっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金は、構成両市における平成23年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で特別経費として負担していただく経費分を加えました結果、合計69億9,941万円の負担金でございます。その内訳は、枚方市負担金が42億56万2,000円で、対前年度比1億7,137万2,000円、3.9%の減となっております。案分比率は59.8555%でございます。寝屋川市負担金は27億9,884万8,000円で、対前年度比1億871万7,000円、

3.7%の減となっております。案分比率は40.1445%でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料として640万円、また、平成24年度から実施します火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、いわゆる保安3法の許認可事務の申請手数料として120万6,000円、合わせて760万6,000円の収入を見込んでおります。

次に、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用車両として申請しております化学車1台の車両購入に係ります国庫補助金としまして2,096万4,000円の収入を見込んでおります。

次に、第4款 府支出金、第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1名の人件費相当額757万2,000円を、18ページに移りまして、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして561万3,000円の収入をそれぞれ見込んでおります。

第5款 財産収入、第1項 財産売払収入20万円、第6款 寄附金、第1項 寄附金100万円、第7款 諸収入、第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

第2項 雑入は、防火管理講習会の受講料収入や自動車損害賠償保険収入などで、前年度と同額の400万3,000円の収入見込みに加えまして、平成24年度から実施します再任用職員の構成両市への派遣に伴う人件費相当額3名分1,422万9,000円、合わせまして1,823万2,000円を計上しております。

次に、20ページをお開き願います。

第8款 組合債、第1項 組合債は、3億8,870万円を計上し、対前年度比2億1,660万円、125.9%の増となっております。この内容としましては、消防自動車の購入や新消防本部庁舎実施設計委託等に係ります消防防災施設整備事業債でございます。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして、歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが24ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費371万2,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は95万8,000円で、特別

職の報酬などに要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2目 公平委員会費は18万8,000円で、公平委員の報酬及び運営に要する経費でございます。

第2項 監査委員費、第1目 監査委員費は33万5,000円で、監査委員の報酬及び運営に要する経費でございます。なお、監査委員費17万4,000円の増額は、監査委員と公平委員の行政視察を隔年実施としておりますことから、平成24年度は監査委員が実施予定年度に当たるためでございます。

次に、第3款 消防費、第1項 消防費は71億5,074万6,000円で、前年度と比較しまして2,309万5,000円の増額となっております。

第1目、常備消防費は66億2,682万2,000円で、対前年度比2億1,442万3,000円の減額となっております。これは、人件費で平成23年度人事院勧告に基づく給与改定の実施や職員の世代交代などの変動による減額と、平成24年度の定年退職者数が前年度に比べ2名減少したことが主な要因でございます。

主な事業といたしましては、救急安心センターおおさか事業の負担金、消防救急無線デジタル化に係る電波伝搬調査費、消防情報システムの保守料や衛星携帯電話購入費などを予算計上いたしております。

次に、46ページをお開き願います。

第2目 消防施設費は5億2,392万4,000円で、対前年度比2億3,751万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、庁舎の工事請負費や消防車両購入費等の投資的事業が増加したことによるものでございます。

平成24年度の主な事業といたしましては、工事請負費で秦出張所の改築工事及び阪・長尾・三井消防出張所の屋上防水等工事、委託料で新消防本部庁舎実施設計等を予定しております。

また、消防車両等購入費では、ポンプ車1台、救急車1台に加え、大型車両のはしご車1台、化学車1台など、合計7台の車両購入でございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございます。公債費は、新規発行分及び既存借り入れ分に要する元金及び利子として2億8,336万8,000円で、対前年度比6,811万4,000円の減額となっております。

48ページをお開き願います。

第5款 予備費、第1項 予備費1,000万円は科目設定でございます。

最後に、52ページ以降に給与費明細書、60ページに債務負担行為に関する調書、61ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、64ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、あわせてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（榎本正勝君）これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

石村議員。

○2番（石村淳子君）ただいま上程されました議案第2号、2012年度枚方寝屋川消防組合予算について、2点質問させていただきます。

まず、予算書、歳出39ページ11の組織体制整備事業経費60億6,488万5,000円のうち、（2）職員給与等管理費59億8,477万9,000円が計上されています。ウの668人とほか40人の再任用職員の給与26億4,334万4,000円のうち、再任用職員の給与についてお尋ねをいたします。

2011年度の再任用制度では、3名の方が枚方市の危機管理室及び上下水道局で再任用となっております。2012年度の再任用制度では、33名の再任用職員のうち3名を消防組合として採用し、両構成市に派遣するとお聞きいたしましたが、具体的に再任用制度がどう変わったのかお尋ねをいたします。

次に、予算書47ページ、消防施設の整備事業経費1億5,749万9,000円のうち、消防庁舎施設等設計委託料が計上されていますが、その内訳と今後の方向性、さらに、2012年度に実施設計をしなければならない理由をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（榎本正勝君）答弁を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）石村議員のご質問にお答えいたします。

再任用制度につきましては、現在作成中の新人材育成計画で整理を行っているところでございます。特に部署長以上で退職した再任用職員につきましては、構成市の処遇に倣いながら整理を行うとともに、平成24年度から、消防組合での勤務に加えて、構成両市にも派遣していく運びとなりました。

構成両市への派遣につきましては、両市と消防組合との連携や危機管理体制をさらに強化していくことを目的に実施するものであり、消防組合で再任用した上で、地方自治法の規定に基づき派遣を行うことから、派遣職員の人件費につきましては派遣を受けた市に負担していただくこととなっております。

なお、派遣職員の構成両市での配属先につきましては、消防で培った知識や経験を生かすことのできる部署での勤務であると伺っております。

2点目のご質問ですが、新消防本部庁舎につきましては、消防救急無線のデジタル化への移行期限の関係や、消防情報システムの速やかな更新が必要なことから、平成27年度に竣工・運用開始を予定しております。

また、免震構造を有する庁舎の建設を予定している関係上、設計期間が約1年半を要することから、平成24年度から平成25年度にかけて実施設計を行うものでございまして、その予算配分につきましては、平成24年度予算分として3,600万円と、25年度予算分として7,400万円の債務負担行為を平成24年度当初予算案に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（榎本正勝君）石村議員。

○2番（石村淳子君）それぞれのご答弁ありがとうございました。

枚方市では現在、市駅周辺整備ビジョンの議論が行われているところです。私どもとしても、消防本部庁舎建設については、さまざまな市民意見も聞きながら、時間をかけて実施することを求めてきたところです。今回の本部庁舎の設計委託料については、消防救急無線のデジタル化への移行期限の関係や、免震構造の設計に時間を要することにより、2年をかけて設計を行うということです。今後の内容についてもその都度ご報告いただけるということだと思いますので、一定理解をいたしました。

次に、再任用制度の変更については一定は理解をいたしますけれども、再任用の職員数は毎年のように増え続け、2010年度は33人まで増えています。一方で、正規職員数は減り続けています。私どもは、市民の安全安心を担う消防職員の数は減らすべきではないと議会でも質問させていただいています。再任用は今後も増加することが予想され、そのことにより新規採用者数を圧迫し、正規の消防職員数が減ることにつながるのか、再度ご質問をいたします。

○議長（榎本正勝君）答弁を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）職員採用に関する2回目の質問にお答えいたします。

本消防組合では、職員の大量退職に伴う世代交代が急激に進む中、第3次将来構想計画で示す職員採用計画に基づき、毎年度、必要な新規職員を計画的かつ適正に採用してまいります。

○議長（榎本正勝君）石村議員。

○2番（石村淳子君）ご答弁ありがとうございます。

第3次将来構想計画では645人まで職員数を減らすことになっています。私どもは職員削減のこの構想計画には反対をしてきましたが、大規模災害などいつ起こるかわからない災害に備え、市民の命を守る消防職員の増員は不可欠だと考えます。必要な新規職員配置を計画的に採用するということですから、再任用制度についても新規職員採用に影響が出ないように、正規消防職員を増やすよう要望して、質問を終わります。

○議長（榎本正勝君）他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合行政財産使用料条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）ただいま上程いただきました議案第3号 枚方寝屋川消防組合行政財産使用料条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書の29ページをお開き願います。

地方自治法第228条の規定により、使用料に関する事項については条例で定めなければならないとされていることから、行政財産の使用に係る使用料に関する事項について条例で定めるものでございます。

それでは、条文について順次ご説明いたします。

恐れ入りますが議案書の30ページをお開き願います。

第1条は趣旨でございますが、地方自治法第292条において準用する同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料に関しては、他の条例の定めがある場合を除いては、この条例によるものとしております。

第2条は使用料の納付の規定でございます。

第3条は使用料の額を別表で規定するものでございます。

議案書の31ページの別表をごらんください。

本消防組合が管理する敷地内に電柱等を設置する際には、その区分に応じて、1本当たりの使用料として金額を定めております。

30ページにお戻りください。

第4条は使用料算定の期間でございます。

次に、第5条ですが、使用料の納付の時期を定めております。

第6条は還付の規定でございます。

第7条は減免の規定でございます。

第8条は、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるとさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、現在、本消防組合が管理する行政財産を第三者に使用許可しているところは、中振、長尾及び北山出張所の3か所でございますが、それぞれに関西電力の電柱が設置されております。これらにつきましては、構成両市の使用料に倣って徴収していたものでございますが、徴収根拠を明確にするため、今回条例を制定させていただくものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（榎本正勝君）これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが議案書32ページをお開き願います。

平成24年4月1日に大阪府から枚方市及び寝屋川市に権限移譲される火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、いわゆる保安3法の事務につきまして、枚方寝屋川消防組合規約の変更許可を受け、本消防組合が実施することとなりましたことから、その事務に係る許可や検査等を得ようとするものから徴収する手数料を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして順次ご説明を申し上げます。

第2条につきましては、従来から定めておりました消防法及び枚方寝屋川消防組合火災予防条例の規定に基づく事務に合わせて、今回新たに実施します保安3法事務として、別表第1から別表第4までに掲げるものについては、それぞれの別表に定めるものからそれぞれの別表に定める額を手数料として徴収する旨を定めたものでございます。

次に、第3条では、保安3法事務に係る手数料の額等を定めた別表を3表追加したことに伴い、改正前の別表第2として規定しておりました諸証明関係手数料を別表第5としたものでございます。

第4条は手数料の算定方法でございますが、別表の追加に伴い、字句の整備を行ったものでございます。

第5条は納付の時期等についての規定ですが、構成両市に準じまして、第2項にただし書きとして還付に関する規定を加えたものでございます。

続きまして、別表関係についてご説明申し上げます。

まず、別表第1の見出しを消防法及び火災予防条例関係手数料とするとともに、他の別表との表記方法を統一し、表に項を加え、備考の字句整理を行ったものでございます。

次に、別表第2の見出しを諸証明関係手数料とし、同表を別表第5としたものでございます。

次に、別表第1の次に、今回新たに実施します保安3法事務をそれぞれ別表第2から別表第4まで規定したものでございます。

まず、別表第2は、火薬類取締法関係手数料7項14事務区分を、別表第3は、高圧ガス保安法関係手数料8項84事務区分を、別表第4は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料13項18事務区分をそれぞれ定めたものでございます。

この保安3法に係る事務区分が116区分にわたりますことから、恐れ入りますが時間の都合上、個々の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、手数料の金額は、従来から大阪府が制定する大阪府産業保安行政事務手数料条例で規定されている金額と同額としております。

最後に、本条例の施行日につきましては、平成24年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（榎本正勝君）これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。古川警防部長。

○警防部長（古川逸郎君）ただいま上程いただきました議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書58ページをお開き願います。

今回の条例改正は、平成24年7月1日に施行される危険物の規制に関する政令の一部改正により、現在は非危険物である炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物に追加されることに伴い、新たに指定数量の5分の1以上規定数量未満のいわゆる少量危険物の貯蔵または取り扱いを行うこととなるものに対し、貯蔵及び取り扱い並びに位置、構造及び設備の技術上の基準についての経過措置を定めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書の61ページをお開き願います。

現行の条例附則に、新たに附則第5項から第8項までを追加するものでございます。

附則第5項は、政令の改正に伴い、新たに少量危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるもののうち、条例に定める配管に関する技術上の基準に適合しないものについては、本項各号に定める基準に適合している場合に限り、条例に定める配管の基準を適用しないこととするものでございます。

附則第6項は、新たに少量危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるもののうち、条例に定める少量危険物の容器の表示に関する技術上の基準に適合しないものについては、平成25年12月31日までの間は、条例に定める表示の基準は適用しないこととするものでございます。

附則第7項は、新たに少量危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるもののうち、条例に定める少量危険物の貯蔵または取り扱い、少量危険物を屋内において貯蔵し、または取り扱う場合の位置、構造及び設備、少量危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクの位置、構造及び設備に関する技術上の基準に適合していないものについては、附則第5項第2号の基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、これらの基準は適用しないこととするものでございます。

附則第8項は、新たに少量危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものは、平

成24年12月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならないこととするものでございます。

恐れ入りますが議案書の60ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行期日を危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行日に合わせ、平成24年7月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（榎本正勝君）これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（榎本正勝君）ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 一般質問を行います。

一般質問については、千葉議員から通告がありますので質問を許可します。千葉議員。

○9番（千葉清司君）皆さん、ご苦勞さんでございます。一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本題に入る前に、一言申し上げます。

枚方市の新町1丁目地区歩行者専用道路用地に新消防本部庁舎建設予定に係る関連質問を集中して行います。

今回の質問は、私といたしましては決して快く思っておりません。過去に消防議員を私は平成16年、17年、18年と3期連続務め、そして、今回が4期目であります。その中で、初めてこの壇上に立ちました。それだけに断腸の思いで、特に管理者が申されている新町の建設予定地は枚方市の歴史文化の拠点、すなわち旧京街道に面し、山口三治郎邸、天明8年（1788年）、築224年のまさに代えがたい文化遺産があるからで

あり、復元が大きく市民から期待されるところであります。これらの歴史文化遺産を私どもは観光資源として創出し、まちおこしによって財源確保につなげる必要性をすべてに感じておるからであります。

さらに、私どもは、市制施行65周年記念の一環といたしまして、旧東海道シンポジウムが今年の秋に枚方市が当番市で、約30にわたる行政区が一堂に会し開催される予定になっています。我々の枚方市の当初予算においても、過日、24万円が理事者から計上され、可決を見たところでございます。

これらのことから、用地の歴史性、かつ狭隘等々、駅に近く利便性の人気度があったとしても、一般常識に考えるとき、消防本部庁舎予定地としては、るる申し上げたとおり、新天地で展開することが賢明だと考えるところであります。

したがいまして、平成24年度第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会に当たり、新消防本部の庁舎建設に係る建設用地予定地、候補予定地等々、10項目にわたって関連質問いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして本題に入ります。

まず、1つは、新町1丁目地区歩行者専用道路用地での選定根拠についてただします。

2点目は、新消防本部庁舎に向けて、両市及び消防組合として、いつごろからどのような取り組みがなされてきたのかただします。

3点目は、消防組合議会といたしまして、いつ開催された議会において新消防本部建設の必要性を認めてきたのか、その経緯についてただします。

4点目は、新消防本部庁舎建設予定地の敷地面積と建屋容積など、目的を満たしているかどうかお尋ねします。

次に、6点目、新消防本部庁舎の有事の際の機能及びヘリポートの設置の有無についてただします。

7点目、本市において新消防本部庁舎建設に伴う議会及び地元、さらに、多くの市民団体等と丁重に説明し、賛同いただいているのか否かただします。

8点目、新消防本部庁舎建設予定地と歴史文化との整合性についてお尋ねします。

最後に、新消防本部庁舎建設に係る両市の財源確保についてただしておきます。

以上、第1回目の質問といたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（榎本正勝君）答弁を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）千葉議員のご質問に順次お答えいたします。

1点目でございますが、新消防本部庁舎の建設場所につきましては、枚方市、寝屋川市及び本消防組合で構成する組合消防の在り方検討委員会で検討を行ってきたものであり、両市からそれぞれ提示いただいた2か所の建設候補地について、危機管理上の観点や市民・事業所の利便性など、6つの視点から客観的に検証を重ねた結果、枚方市の候補地を建設場所とすることにいたしましたのでございます。

2点目でございますが、平成18年12月に開催されました消防組合議会第3回定例会におきまして、当時の管理者の開会のあいさつの中で、指令機能を有する消防本部庁舎の整備に取り組んでいくことが言及され、平成19年度に策定いたしました消防経営戦略プランで新消防本部庁舎の建替えを明らかにいたしました。その後、枚方市、寝屋川市及び本消防組合で構成された消防情報システム更新計画検討委員会において、平成20年11月から22年1月までの間、消防救急デジタル無線整備と消防情報システムの更新について検討を行ってきました。

その結果、新消防本部庁舎につきましては、指令機能を有した庁舎として、現在の枚方消防署とは切り離して別の場所に建設することが決まったものであり、建設場所等につきましては、平成22年4月に設置した組合消防の在り方検討委員会で検討を行ってきたものでございます。

3点目ですが、新消防本部庁舎の建設に関しましては、平成18年12月開催の消防組合議会定例会以降、これまで計13回にわたり、管理者の議会開会のあいさつで建設の意向や方針が示されております。消防組合議会では、平成19年3月定例会や20年3月定例会、23年3月定例会において、それぞれ消防組合議員から消防防災活動の拠点としての新消防本部庁舎建設の必要性について一般質問が行われ、新庁舎建設に係る方針等について答弁させていただいております。

4点目につきましては、新消防本部庁舎建設予定地の敷地面積と建屋容積等につきまして、現在の消防本部、枚方消防署合同庁舎と中振出張所と併設する緊急情報管理センターの消防本部に係る部分の面積は、一部枚方消防署と共有している部分も含め、約2,500平方メートルでございます。今回予定しています建設場所では、さらに100平方メートル以上の延べ面積が期待できるため、必要な面積は確保されているものと考えております。

5点目でございますが、新消防本部庁舎については、枚方、寝屋川両市の消防防災

活動の拠点となるため、免震構造を予定しております。風水害対策につきまして、特に水害対策といたしまして、119番通報を受信する緊急情報管理センターや災害時の作戦会議室、発電機等の受電設備等につきましては3階以上の場所に設置するとともに、雨水をためる施設を地下に設置するなど、必要な措置を講じていく予定でございます。

6点目は、新消防本部庁舎の有事の際の機能につきまして、特に心臓部分となる119番受信については、万一を想定して2つのルートを確認しており、さらに、これらのルートが遮断された場合でも、各消防署で119番通報を受けることが可能となっております。また、本部庁舎の機能が万一にも失われた場合、来年度に国から無償配備されます後方支援車や本消防組合で所有する無線車等を活用し、消防本部機能を確保してまいります。

次に、ヘリポートの設置につきまして、近隣の新町地区や三矢町等の淀川河川敷が災害時用臨時ヘリポートとして位置づけられており、また、災害時の大阪府の拠点病院として関西医科大学附属枚方病院にも緊急救助用スペースが確保されていることから、新消防本部庁舎にヘリポートを設置していく予定はございません。

7点目ですが、新消防本部庁舎建設に伴う関係機関への説明につきまして、両市議会に対しては、両市関係者からそれぞれ説明が行われたと聞いております。また、消防組合議会に対しては、平成23年9月6日開催の第3次将来構想計画等に係る説明会と、平成24年2月21日開催の全員協議会において説明をさせていただいたところでございます。

地元等につきましては、枚方市危機管理室とともに、2月29日には新町自治会の皆様に対し、3月17日には枚方第二小学校区のコミュニティ協議会の評議員の皆様に対し、また、3月21日には枚方宿地区まちづくり協議会の皆様に対し、それぞれ説明をさせていただいたところでございます。

今後は、サイレンの音や建設に係る電波障害、歴史街道の景観の問題など、地元の皆様をはじめ関係機関の皆様に対し、構成市の関係課とともに説明、協議をさせていただきながら、丁寧に対応してまいります。

8点目でございますが、新消防本部庁舎の建設予定地は枚方市都市景観形成協議地区の区域内と聞いております。そのため、新消防本部庁舎の屋根や壁、色彩等の歴史的景観等につきまして、基本計画や実施設計等の作成段階において、関係機関の皆様に対し、構成市の関係課とともに相談、協議してまいります。

9点目の新消防本部庁舎実施設計委託等につきましては、基本実施設計委託と地質調査委託を合わせまして、総設計委託費1億1,000万円を見込んでおります。

なお、今回建設いたします消防本部庁舎につきましては、免震構造であることから、性能評価及び大臣認定申請の関係で設計期間が約1年半を要し、予算配分につきましては、平成24年度予算分として3,600万円と、25年度予算分として7,400万円の債務負担行為を平成24年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

最後になります10点目につきましては、新消防本部庁舎建設に係る両市の財源の確保につきまして、実施設計委託費及び建設費につきましては消防組合予算で計上いたします。財源内訳としましては、事業費の75%を消防防災施設整備事業債として地方債で充当いたしまして、残りの25%は一般財源となり、両市からそれぞれ経費負担をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（榎本正勝君）千葉議員。

○9番（千葉清司君）川村総務部長のほうから、それぞれ質問に対しましてご丁寧なご答弁を賜りました。

2回目の質問でありますけども、10項目のうち7項目、7点にわたって再質問します。1点は要望にとどめます。

まず、1番目の新町1丁目地区歩行者専用道路での選定根拠についてであります。今、ご答弁にありましたように、おのおのの行政区のほうから1か所ずつ候補地を出していただいたと。それから、それにまつわる、決定に当たっての6点の視点が出されたということで、抽象的な答弁でありました。具体的に2か所の選定の場所の問題、それから6つの視点の問題を、極力メリット、デメリットの区別をして再答弁をいただきたい、このように思います。

それから、次の2点目の新消防本部庁舎建設に向け、両市及び消防組合として、いつごろからどのような取り組みがなされたかということについてでありますけども、平成18年の12月に管理者が議会で言及した以来、何と5年も経過しているわけであり、そのわりには中身が非常に乏しい。私どももご指摘していますように、5年をかけたわりには、歴史文化のまさに拠点とも言われるところにつくるんだということからしても、いかにこの5年間に空白の期間であったかが如実に証明されているのではないのでしょうか。

そういうことで、デジタル化が平成28年の5月エンドに迫ってきているというその焦りからしか考えられないということで、この中身について、さらに再答弁をいただきたい、このように思います。

それから、3点目は、消防組合議会といたしまして、いつ開催された議会において新消防本部建設の必要性を認めたのですかという問いに対して、管理者があいさつをした、あるいは、この消防組合議会で2人の方から質問され答弁したというようなことが唯一の答弁になっています。一体それでいいのかということで、大事な部分でございまして、再度、答弁を賜りたいと思います。

それから、4点目は、新消防本部庁舎建設予定地の敷地面積と建屋の容積など、目的を満たしていますかという問いに対して、容積は満たしている。消防車も置けないじゃないですかと言われたことに対して、狭いけれども、と何かこの辺についてももうひとつ歯切れが悪いことでもありますので、本音の部分をもう1つ盛り込んだ再答弁をいただきたい、このように思います。

それから、5点目は、新消防本部庁舎の有事の際の機能及びヘリポートの設置の有無についてという問いに対して、自分のところは保有しないけれども、関西医科大学の枚方病院、あるいは河川敷にヘリポートがあるということで考えてないと。考えるどころか場所はないわけですから、そのことも問題だということが如実にやはり証明されているんじゃないでしょうか。これについてもひとつご答弁を賜りたい、このように思います。

それから、6点目は、8番の新消防本部庁舎建設予定地と歴史と文化の整合性について教えてくださいということについて。要するに、新町という場所がもうありきになっているんですよね。何も考えられないと。頭をぐっと押しえつけられたような感じしか受けられません。ですから、文化歴史のまさにかげがえのない枚方の拠点でありながら、そういう感覚がないわけですから、とにかく新消防本部庁舎を建てんとあかんということだけが優先しているわけですから、こちらのほうがいくらそのことを申し上げてもなかなか答えが返ってこない。歴史文化はお金でかえられない。消防庁舎の一建物はお金でかえられます。そういうことですから、そういう視点に立ってご答弁をいただきたいなど、このように思います。

それから、最後に、新消防本部庁舎に係る枚方、寝屋川の財源確保、どんな財源を考えているのですかという問いに対して、ご答弁いただきましたように、75%が地方

債です。何のことはない、枚方市41万、寝屋川市24万、締めて65万人の市民にツケを回す。75%です。あとの25%は両市の一般財源から引っ張ってこようと。これもまさに人の金を全部当てにするという、何らこの計画性も何もないということの一語に尽きます。

そういうことで、これではなかなか市民も理解ができないと思いますから、もう少し行政マンらしい、65万人の市民の命と財産を守るために新しい消防庁舎を建てるんだという説得力が、非常にこの部分は大事ですから、再度、答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（榎本正勝君）答弁を求めます。岡本消防長。

○消防長（岡本治康君）千葉議員の再質問に順次お答えいたします。

まず、新消防本部庁舎の建設場所の選定に当たる6つの視点につきましては、危機管理上の観点、緊急出動上の観点、消防本部の機能性、市民・事業所の利便性、公的機関等との位置関係及び職員関係でございます。

また、新消防本部庁舎の建設場所として、枚方市からは枚方市新町1丁目地区内歩行者専用道路用地が、寝屋川市からは旧明德小学校跡地が示された場所でございます。

枚方市の建設候補地のメリットにつきましては、管理者市である枚方市役所に近い場所にあること、枚方、寝屋川両市域へ災害出動しやすい位置にあること、市民等の公共交通機関の利便性がよいことなどであり、逆に、寝屋川市の建設候補地ではこうした点がデメリットとなっています。一方、寝屋川市の建設候補地のメリットにつきましては、枚方市の建設候補地より敷地面積が広く、現行以上の多様なバリエーションが望めるところであり、逆に、このことは枚方市の建設候補地のデメリットとなっています。

組合消防の在り方検討委員会では、本消防組合の使命を果たす上でどちらが有効であるかという基本的な考え方に立ち検証を行ってきた結果、メリットの多い枚方市の候補地を選定したものでございます。

次に、消防情報システム更新計画検討委員会での検討経過でございますが、平成18年6月の消防組織法の改正に伴い、大阪府の各ブロックでは、平成20年に策定された大阪府消防広域化推進計画に基づき、市町村の消防の広域化について検討が重ねられており、こうした広域化の影響を受け、新消防本部庁舎建設の具体的な検討については平成22年度以降となったものです。

検討内容としましては、消防本部と緊急情報管理センターの併設の必要性をはじめ、現在の消防本部、枚方消防署合同庁舎や緊急情報管理センターにおいて消防救急デジタル無線の整備と消防情報システムの更新の実施が可能か否か等について、さまざまな角度から検討を行ってきたものです。その結果、新消防本部庁舎については新たな場所に建設していくことが必要と判断され、また、同合同庁舎の耐震補強工事を平成19年度に実施したことや、費用対効果、実現性などから勘案したところ、枚方消防署と切り離して整備していく運びとなったものでございます。

次に、これまでの消防組合以外における管理者あいさつでの新消防本部庁舎への意向表明の主なものとしましては、平成18年12月の定例会で、「本消防組合としても、厳しい財政状況の中、消防経営戦略プランの策定に取り組みながら構造改革を進め、消防庁舎の耐震化、指令センター機能を備えた本部への改修などの課題を解決し、市民の多様なニーズに対応してまいります」と述べられており、また、昨年3月の定例会では、「主な事業といたしましては、平成28年5月末までに義務づけられている消防救急デジタル無線の整備と合わせて、平成26年度までに指令機能を有する消防本部庁舎の建設を新たな場所で予定いたしております」と述べられています。

一方、消防組合議会議員の皆様のご質問とその答弁内容ですが、平成19年3月開催の定例会において、枚方市の野口議員の消防庁舎の耐震化に向けた現状と今後の建てかえの計画や方針について伺うという質問に対し、今後の建てかえに向けた方針については、平成28年5月までに実施が必要な消防救急無線のデジタル化や消防の広域化等の課題と整合を図りながら、構成両市ともに検討を行っていく旨の答弁を行っております。また、平成20年3月開催の定例会において、枚方市の池上典子議員の、まず災害時の指令塔となる消防本部庁舎の建てかえは早急に実施すべきであるが見解を尋ねるといふ質問に対し、大規模災害発生時の危機管理体制と指揮命令体制の一層の強化に向け、指令機能を有する消防本部庁舎の建てかえ計画を策定していく旨の答弁を行っております。

次に、新消防本部庁舎建設予定地の広さに関してのご質問でございますが、本消防組合では、大規模災害時における消防車両への被害軽減や機動力の確保のため、消防車両は各署所に分散配置いたしております。そうした中で、新消防本部庁舎には指揮車や調査車、無線車、事務連絡車など、現行と同様の15台程度を予定しており、消防活動や業務に支障が生じることはございません。

次に、ヘリポートの件でございますが、全国の消防本部では指令センターを併設し、各本部庁舎にアンテナが設置されている関係上、消防本部庁舎にヘリポートが設置されていないところが一般的な状況です。本消防組合が今回計画しております消防本部庁舎におきましても、デジタルアンテナを設置すること、また、消防署と切り離し、消防救急救助等の活動部隊を配備しないこともあり、消防本部庁舎へのヘリポートの設置は予定しておりません。

次に、歴史や文化との整合性ですが、本消防組合では構成市が保有されている用地の貸与を受けて消防庁舎を建設させていただいています。そうしたことから、新消防本部庁舎の建設予定地につきましても、構成市からそれぞれ提示いただいた場所を基本に検討を行ってきたものでございます。課題とされます新消防本部庁舎の歴史的景観等につきましても、新町地区等のまちづくりと整合が図れるよう、丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（榎本正勝君）千葉議員。

○9番（千葉清司君）3回目で恐縮に存じますけども、私は今回ヒアリングからして、つくづく感じたのは、1回目の質疑をさせていただいたときの川村総務部長の答弁、それから今、岡本消防長、お聞きのように大変素直なんですよね。大変素直な、作文されていない。これが市役所だったら、作文のオンパレードです。私はほんとうにそのことだけは、やっぱり現場だなと、心から喜んでいきます。本来なら、竹内管理者、馬場副管理者に3回目の質問を私はしたいんですけども、質問しても消防長以上の答弁が得られないと思ひまして、やめました。

そのかわり、要望しておきます。実は、管理者、副管理者、これは群馬県の県庁所在地、前橋が平成13年に消防庁舎を新築したんです。それで、その当時、アナログからデジタルにもう電波がなるということで、それを想定して、スペースも含めてアンテナも含めてつくったんです。うちの場合は、ここから中振へ行ったときはもっと前ですから、想定される前だと思いますけども、だからやむを得ないと思いますけども。しかし、私が言いたいのは、そういう前を展望してやられているという、これが非常に大事なことなんです。場当たりのじゃだめなんです。お金の浪費なんです。

ですから、私は一目散に、この制度ができて、平成28年の5月エンドまでにやりなさいという制度ができて、一番最初にやられたのはこの前橋なんです。この情報を得

ましたから、去年の12月に飛んでいきました。どういうやり方をしているか参考にしたいと。そしたら、5か年計画で、もう1年度は終わりました。あと4年残っています。トータル的にお幾らかかるんですかとお聞きしたんです。7億円です。7億円を5年でね。一気に7億円を予算化されないから、5年で分けて、5年間で完結するんです。そういうことなんです。この枚方寝屋川消防組合の考え方と全然違うでしょう、お金に対する認識が。建物も想定して建てている。お金の使い方も。僕はそういうことを学ぶべきだと思うんですよ。

それで、トータル幾らかかったんですか。今から13年ぐらい前の話ですから、ちょうどバブルのはじけたあたりで土地が高かったらしいです。土地で30億、これは概算ですよ、建物で40億、締めて70億でこれは建ちました。消防車も全部ある。1階に6台ぐらい入っていました。5階建てです。それで、土地が6,000平米以上、建物がトータル、延べ7,589平米、だから7,600平米ぐらいですね。

少なくとも今度新しい庁舎をつくるのならば、もう50年、100年ぐらいは一切いじらなくてもいい、そういう展望に立って事業展開しないと、納税者があまりにもかわいそうじゃないでしょうか。全部地方債でやります、残りは一般会計から持ってきます。全部市民に負担をかけるんじゃないんですか。僕は管理者のポケットマネーでやるなら何も言いません。市民の血税を使うなら、候補地からもっともっと、やはり将来二転三転しないような決め方をすべきだと思うんですよ。

管理者、副管理者、私はここで、いい土地、わかっていますよ。それを言うと地価が高騰しますから、それから不動産屋が群がりますから言えません。まだ言っちゃいけません。もし言ってほしいならそっと教えますが。ほんとうですよ。もし私が管理者、副管理者の立場だったら、それぐらいのことを考えないと、責任ある立場じゃないと思うんです。ですから、本当は今日はここに質問に僕は立ちたくなかったんです。あえて冒頭申し上げましたように断腸の思いで立っているんですよ、断腸の思いで。私が言わなかったらだれも言う人がいないんじゃないですか。

そういうことで、ぜひ、他市のいい分も学んで、そして、後悔しない、後世に禍根を残さないような、どうせやるなら慎重に慎重を重ねて、あと丸5年あるんですよ。

最後に、やっぱり結びが大事ですから、結びをしておきたいと思えますけども。

新町の1丁目地区歩行者専用道路に新消防本部の建設が今問われて論議されていますけども、質問すればするほど、るる申し上げましたように、計画性が非常に乏しい、

展望性がない、財源の確保も行き当たりばったり。非常に突っ込めば突っ込むほど失望するだけです。

そこで、私は提案しておきます。参考になるなら私もお幸甚です。13億円もかけて中途半端なところに、また、歴史の重みのあるところにお建てになるということであるならば、この際、一気に。ここにもちゃんと地図を持っています。別の天地で求めて、言われていますようにここも老朽化していますから、たとえ耐震化が終わりましたといえども、もう老朽化しているんです。そしたら、もっと広いところに、前橋を学んでください。最低五、六千平米ぐらいの土地を確保してですね。13億あったら確保できますよ。そして、一気に枚方、この消防署と新消防本部庁舎を合築してですね。いかがでしょうか。それがまさに市民納税者に対するサービスじゃないでしょうか。

最後に申し上げますけども、何回も申し上げますように、枚方市民41万、寝屋川市民24万の、縮めて65万人の命と財産を保障するベター、ベストの最善策は何なのかをもう一度考えてください。そして、言われていますように、最少の費用で最大の効果を上げますよう衷心よりご期待申し上げまして、私の質問を終結します。ありがとうございました。

○議長（榎本正勝君）これにて千葉議員の質問を終わり、一般質問を終結いたします。

これで本日の会議に付されました案件はすべて終わりました。

閉会に際し、管理者からあいさつをお受けいたします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君）閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、年度末、何かとお忙しい中、各案件について慎重にご審議をいただき、いづれもご可決をいただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

また、本日の議会でちょうだいいたしましたさまざまなご意見、ご提言につきましては、今後の消防行政の執行に反映させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、冒頭にお伝えいたしましたとおり、本消防組合が目指すまちの姿、安全で安心して暮らせるまちを実現していくため、第3次将来構想計画に基づき、平成24年度も組織一丸となってさまざまな施策に取り組んでいく所存でございます。今後ともご指導、ご協力をいただきますようよろしく願い申し上げます。まことに簡単ではありますが、閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（榎本正勝君）閉会に当たりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、3月の年度末、お忙しい時期にかかわりませずご出席いただきまして、また、議案に関しまして慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

昨年の5月に消防議員に選出されまして、早いもので10カ月でございます。議長としての職責を全うできましたのも、議員の皆さんをはじめ、関係者の皆さんのご協力とご支援のおかげと心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

まだ5月の役選まで消防議員としての議席は残っておりますが、実質的にはきょうで最後でございます。どうぞ皆さんにおかれましても、今後とも消防行政にご声援を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

以上をもちまして、平成24年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

（午後2時59分 閉会）

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成 24 年 3 月 30 日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 榎 本 正 勝

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 大 橋 智 洋

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 杉 本 健 太